

国立大学法人上越教育大学研究費使用に係るリスク管理一覧表

(研究費不正使用防止計画推進室会議)

1 責任体系の明確化

不正を発生させる要因	不正使用防止の対応策
各責任者の役割・権限及び責任の所在が曖昧な場合は、組織としてのガバナンスが機能しない。	研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限等及び研究費不正防止体制を明確にし、学内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正を発生させる要因	不正使用防止の対応策
研究費の使用及び事務手続に関するルールが理解されていない。	会計ルールハンドブック等の研究費の使用及び事務手続に関するルールを適宜見直し、周知徹底する。
職務権限に曖昧な箇所があることで、十分にチェックが機能しない。	職務権限や決裁手続が明確になっているか確認し、会計ルールハンドブックを適宜見直し、周知徹底する。
研究費の不正使用の事例及びその影響について十分に理解されていないため、当該行為が不正使用であるという意識が希薄である。	コンプライアンス教育の機会に、不正使用の事例を周知することで意識の向上を図る。
告発者の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の周知が不足することで、役職員の意識が欠如する。	告発者の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の周知を推進し、意識の向上を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と具体的な取組の策定・実施

不正を発生させる要因	不正使用防止の対応策
不正を発生させる要因の把握が不十分で、具体的に有効性のある不正防止策を策定できない。	不正使用事案の調査から明らかになった具体的な要因を分析し、その再発防止策を検討するとともに不正使用防止計画に反映させる。
個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境や牽制が効きづらい研究環境等、不正が行われるリスクが高い環境が形成される。	コンプライアンス教育の機会に、本学の方針、行動規範や各種ルール等を周知・徹底し、不正防止の啓発を行うとともに、当事者以外の者による検収業務等を確実に実施する。
データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検等の特殊な役務契約に対する検収が不十分である。	有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行う。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立ち会い等による現場確認を行うなど、確実な納品検査を実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	不正使用防止の対応策
予算執行状況が適切に把握されていないため、特定の時期に予算執行が集中する等の事態が生じる。	予算管理者に対し早期の執行を促すとともに、財務会計システムによる執行状況の把握に努める。
取引業者との癒着により、不正な取引に発展する。	不正な取引を行った業者については、「国立大学法人上越教育大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」に基づき取引停止等の措置を講ずることを周知徹底し、注意喚起を図る。 一定の取引実績がある業者については、誓約書等の提出を求める。
パソコン等の換金性の高い物品について、適切に管理されていない。	換金性の高い物品については、マーキングするなどにより大学の所有物であることを明示するとともに、内部監査等での確認を実施する。
旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	出張の実態を把握するため、出張の目的、成果及び対応者等を把握できるような書類や出張報告書等の提出を徹底する。
雇用者等の勤務時間管理が厳密に行われず、実態の確認ができていないため、カラ謝金が防止できない。	勤務実態のない謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等、勤務の実態の把握に努める。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

不正を発生させる要因	不正使用防止の対応策
各部局から寄せられる相談事項や課題が学内で共有されないことやルールの一貫が図られていないことで、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	相談窓口寄せられた相談事項等について、研究費不正使用防止計画推進室等で確認し、必要に応じ、相談内容やルールの学内情報共有を推進する。
相談窓口及び通報窓口の認知度が低く、不正が潜在化する。	既に設置されている相談窓口及び通報窓口の役割・連絡先等をホームページ等で学内外に周知徹底する。

6 モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	不正使用防止の対応策
実効性のある監査が実施されない。	従来の内部監査に加え、実効性のあるモニタリング体制の整備・実施と実態に即したリスクアプローチ監査を実施する。